

The Minister for Foreign Affairs of Japan to the Secretary of  
State for External Affairs of Canada

書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光榮を有します。

本大臣は、日本国民のカナダへの一時的な入国及びカナダ市民の日本国への一時的な入国のための査証の要件を緩和することを目的として、カナダ政府と日本国政府との間に、次の条件による取極を行なうことを提案する光榮を有します。

(1) 有効な日本国旅券を所持する日本国民であつて、継続して三箇月をこえない期間滞在する意図をもつてカナダに入国することを希望するものは、査証を取得することなく、カナダに入国することができる。

(2) 有効なカナダ旅券を所持するカナダ市民であつて、継続して